

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から9年3月まで

平成19年8月31日に社会保険事務所で年金の納付状況を確認した結果、私の国民年金が5年4月から9年3月まで未納であることが判明した。その期間は督促のはがきを送られてきて、当時の妻が2年分まとめて2回納付したはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年4月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、平成13年2月から21年3月までの98か月分は前納制度を利用している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回適正に行っているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料の督促のはがきを送られてきたことや申立人の妻から保険料を納付した後に領収書を見せてもらったことなどを具体的に述べており、申立内容は自然である。

さらに、申立期間の保険料について、申立人は2年分をまとめて26万円か27万円ぐらいを2回納付したと述べており、申立期間当時の国民年金保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1264

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から43年3月まで

私の国民年金の資格取得年月日について、年金手帳、国民年金被保険者名簿及びねんきん特別便との間に違いが見られるので、納付記録に何らかのトラブルが生じているかもしれない。申立期間の国民年金保険料を納付記録として取り扱うよう申し立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている。その配偶者は、申立期間について納付済みとなっている。

また、申立期間に近接する昭和43年4月から同年6月までの3か月分は、社会保険庁の記録では当初未納とされていたが、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されていたことから、平成7年2月10日に社会保険事務所において納付済みに訂正されている。

さらに、申立人の配偶者については、国民年金手帳記号番号の払出日を前提とすると時効で納付することができない期間が、社会保険庁の記録では納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1265

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から同年 9 月まで

A 市に在住していた昭和 44 年 6 月ごろ、夫が同市役所で私の国民年金の任意加入手続を行い、44 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、私が同市の集金人に納付しました。領収書を 2 枚から 3 枚受領した記憶がありますが、その時の国民年金手帳とともに転居の際、紛失してしまいました。当該期間の保険料を納付したことは間違いないので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が国民年金に初めて任意加入した当初の 4 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人が主張する保険料の納付状況は、確認できる範囲で、当時の A 市の国民年金事務取扱状況と一致している。

さらに、申立人は、B 市に転出後、再び国民年金に任意加入して保険料を納付していることから、国民年金制度への関心が高かったことがうかがえ、任意加入直後の申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1266

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年3月まで
平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料は、市役所の窓口か金融機関で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和46年2月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金の種別変更手続を適正に行っている上、前納制度も利用しているなど、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高かったことがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間で、その前後の期間は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から46年3月まで

私は、申立期間当時、結婚の準備で退職し収入が無かったため、父親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれた。父親から年金手帳を受け取る際、今後は自分で納付するように言われ、納付記録を確認して受け取った記憶がある。申立期間は、父親が国民年金保険料を納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとされる申立人の父親は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から60歳まで、保険料を完納しており、申立人の母親も同様に保険料を完納していることから、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、当時、申立人の父親と同居していた申立人の弟は、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行い、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年8月の時点では、申立期間に係る過年度保険料を納付できることから、納付意識の高い父親が申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案1268

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から同年12月までの期間及び48年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から同年12月まで
② 昭和48年7月から同年12月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、自宅に集金に来ていたA区の集金人に納付していたのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月、申立期間②は6か月と短期間である上、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和44年度から国民年金被保険者資格を喪失する48年12月まで、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、このころの納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①の前後の期間は納付済みで現年度納付していることから、申立期間①の保険料も同様に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳から、申立人が結婚直前の昭和48年12月に氏名変更手続を行ったことが確認でき、その直前の申立期間②の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1269

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年10月から40年3月まで

申立期間①及び②については、自分が妻の分と併せて二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されている上、申立期間の前後については基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことが確認でき、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとの申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間について納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、昭和53年11月から数回に渡り合計112か月の期間について、付加保険料を納付しているなど、納付意識が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1270

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月及び同年9月

私が、昭和39年7月に会社を退職後、妻が国民年金の加入手続と保険料の納付を行ってくれた。妻は平成8年7月に亡くなっているが、几帳面な性格であり、1回納付して、その後を納付しないはずはないので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年7月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行い、A市(旧B町)に転入後、同年7月の国民年金保険料を納付しており、加入直後の1か月分だけを納付し、この時点で納付可能な申立期間の2か月を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、A市で保管する申立人の被保険者名簿では、国民年金の資格喪失日が昭和39年8月10日となっており、社会保険事務所の特殊台帳では、資格喪失日が39年8月10日から同年10月30日に訂正されているが、申立人の雇用保険及び厚生年金保険の資格取得年月日は、いずれも同年10月9日と一致していることから、国民年金の資格喪失日を同年8月とする合理的な理由は見当たらない上、社会保険庁の記録では、平成20年9月に納付済期間が昭和39年8月から同年7月に訂正されているなど、行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、申立期間の保険料を、夫の分とともに区役所の集金人を通じて納めたが、後年に至り同期間について特例納付の案内はがきが届いたので不審に思い当時居住していた市役所や社会保険事務所に抗議したが、納付の証拠が無いとの理由で認められず、不審に思いつつも郵便局で払い込んだ。その後保険料の還付を受けていないことから、二重に納付したままとなっているので、当該重複保険料を返してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所職員である父親に強く勧められ、結婚後間もない昭和35年10月ごろ、区役所で夫婦共に国民年金へ加入したとする動機は自然であり、申立期間当時、区役所の集金人が自宅に定期的に来て、国民年金保険料と国民年金手帳を渡して納付していたという納付方法は、区役所の証言と一致しており、申立内容に不自然な点は見られず、申立期間の保険料を現年度納付していたものと推認できる。

また、国民年金加入期間を通じて未納が無い上に、厚生年金保険と国民年金との切替えが適切に行われており、国民年金制度への理解が深く、かつ、納付意識が高かったことが認められる。

さらに、市役所から送付された第3回特例納付の案内はがきに、申立期間の保険料が未納とされていることに当初、行政側に強く抗議したが受け入れられず、年金受給のために特例納付に応じたとする本人の証言は具体的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案1272

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間の保険料は、妻が私の分とともに区役所の集金人を通じて納めたが、後年に至り同期間について特例納付の案内はがきが届いたので不審に思い当時居住していた市役所や社会保険事務所に抗議したが、納付の証拠が無いとの理由で認められず、不審に思いつつも銀行で払い込んだ。その後保険料の還付を受けていないことから、二重に納付したままとなっているので、当該重複保険料を返してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所職員である義父(妻の父親)に強く勧められ、結婚後間もない昭和35年10月ごろ、区役所で夫婦共に国民年金に加入したとする動機は自然であり、申立期間当時、区役所の集金人が自宅に定期的に来て、国民保険料と国民年金手帳を渡して納付していたという妻の納付方法は、区役所の証言と一致しており、申立内容に不自然な点は見られず、申立期間の保険料を現年度納付していたものと推認できる。

また、申立人は国民年金制度発足と同時に加入し、60歳で被保険者資格を喪失するまで一貫して未加入及び未納期間が無い上に、昭和54年4月から平成5年3月まで14年間にわたり付加保険料を併せて納付しているなど、国民年金制度への理解が深く、かつ、納付意識が高かったことが認められる。

さらに、市役所から送付された第3回特例納付の案内はがきに、申立期

間の保険料が未納とされていることに当初、行政側に強く抗議したが受け入れられず、年金受給のために特例納付に応じたとする本人の証言は具体的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日は昭和34年9月1日、資格喪失日は43年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和34年9月から35年7月までは1万2,000円、35年8月から36年7月までは2万円、36年8月から37年7月までは1万4,000円、37年8月から38年7月までは2万8,000円、38年8月から39年7月までは2万2,000円、39年8月から40年7月までは3万円、40年8月から42年9月までは3万6,000円及び42年10月から43年3月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から43年4月1日まで
社会保険庁にある私の夫の厚生年金保険加入記録は、本当は私の記録である。当時、D社で働いていたが、A社の支部長から入社を勧められ、同社への入社を決意した。しかし、D社をすぐに退社できず、当該支部長からの提案で夫の名義で入社することになり、その後、後任の支部長から夫名義のままであることを指摘され、昭和43年4月に私の名義に修正した経緯がある。間違い無く、私が34年から63年までA社で勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、夫の名前である「E」名義で勤務し、厚生年金保険の被保険者となっていたと主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立期間について、A社C支社に申立人の夫の名前である「E」の厚生年金保険被保険者期間が存在する。

また、申立人の複数の同僚は、申立人が申立期間当時、申立人の夫の名義で働いており、申立人の夫が当該事業所に勤務していたことはないと言言している。

さらに、夫の名義で入社することを提案したとされる支部長の娘であり、当時の同僚でもあった者も上述の同僚と同様の証言をしている。

加えて、申立人は、その夫の名義でA社に就職した経緯を明確に記憶しており、その証言は具体的で信用性が認められる上、昭和43年3月の標準報酬月額と、申立人本人の記録と確認されている同年4月の標準報酬月額が一致しており、被保険者期間の連続性においては自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において夫である「E」の名前を使用し、A社C支社に勤務し、昭和34年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43年4月1日に資格を喪失したことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間における社会保険庁の「E」の記録から、昭和34年9月から35年7月までは1万2,000円、35年8月から36年7月までは2万円、36年8月から37年7月までは1万4,000円、37年8月から38年7月までは2万8,000円、38年8月から39年7月までは2万2,000円、39年8月から40年7月までは3万円、40年8月から42年9月までは3万6,000円及び42年10月から43年3月までは4万2,000円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 1273

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで
昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料は、亡妻が夫婦二人分を一括して納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料はその妻が納付したと主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、妻は既に亡くなっており、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、具体的な納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦は第2回特例納付において、夫婦共に昭和42年4月から45年3月までの36か月分を納付したことが認められるが、申立人については、厚生年金保険の被保険者期間（25か月）が平成7年8月30日に確認されたことにより、同期間の還付保険料を同年9月3日に昭和42年3月及び45年4月から47年3月までの未納期間に期間変更しており、当該特例納付を行った時点では、夫婦共に申立期間を含む45年4月から50年3月までが未納であった。

さらに、A市の被保険者名簿によると、申立人の妻の名簿には、第3回特例納付に係る納付書の交付及び納付記録が記載されているが、申立人の同名簿には、これらの記載が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1274

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年3月まで

私は、昭和43年に区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、継続して納付してきたのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、社会保険事務所の記録及び申立人が所持する国民年金手帳から昭和49年11月であることが確認でき、この時点では、申立期間のうち47年9月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の夫の納付記録も、申立人と同様に昭和49年度から納付済みとなっており、申立期間は未納となっている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等の写し）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から52年2月まで

私は、昭和48年10月ころ友人と一緒にA市役所に行き、国民年金に任意加入して、同時に保険料も納付した。したがって、国民年金の資格取得日が52年3月11日となっているのは間違いであり、申立期間が未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月ころにA市役所で国民年金に任意加入して、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは52年6月1日となっている上、申立人が所持している年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは52年3月11日と記載されていることから、申立期間は未加入期間で保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、A市役所で国民年金に任意加入したと主張しているが、その際、年金手帳の交付を受けなかったと述べており、申立内容に不自然な点がみられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書の写し、家計簿等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1276

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私は、昭和40年10月にA市役所の集金員に国民年金加入を勧められて加入手続を行い、その年度初めの40年4月にさかのぼって保険料を納付した上、それ以降現年度納付した。それにもかかわらず、40年4月から43年3月までの期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは昭和43年4月1日であることが記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、資格取得日が昭和40年4月1日と記載されたA市発行の国民年金手帳保管証を所持していることを根拠に、40年10月に国民年金加入手続を行った時に発行された手帳が返却されていないと主張しているが、同保管証には、43年9月に払い出された手帳記号番号と、43年9月25日という交付日が記載されていることから、同保管証は43年9月の国民年金加入手続時に交付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその妻の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は、その場所及び方法についての記憶が定かではなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が明確ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案1277

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年8月まで

私は昭和36年3月に、結婚のためA区へ転居した。転居届と同時に国民年金加入の手続もした。昭和37年に子供が生まれたが、子供が病弱であったためB区の実家へ転居した。B区の実家では私と夫の国民年金保険料を母に手渡し、納付は母にお願いした。国民年金保険料はA区でもB区でも家まで集金に来ていた。同時に納付していた夫の保険料が納付済みとなっている。私の年金記録が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は結婚のためA区へ転居し、転居届と国民年金加入手続をA区役所で行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳は昭和40年8月7日にB区で発行されており、申立内容に不自然な点がみられる。

また、国民年金手帳の発行日から判断すると昭和38年6月以前は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、保険料納付については、集金人に納付したということ以外に具体的な納付方法の記憶が無く、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1278

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から47年12月まで

申立期間については、私が20歳のころ、父親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年2月に払い出されており、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人が国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付を行ったと主張するその父親は既に亡くなっており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1279

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から52年4月まで

私は昭和43年7月からA市Bで事業所を経営し、従業員を4人ぐらい雇用していた。46年ごろ、組合の役員になりC部に所属していた。働く女性はみんな年金に入ることになり、同年8月ごろ、私を含め妹と従業員全員の国民年金加入手続をA市D区役所E支所で行った。保険料の納付方法はよく覚えていないが、納付は私が行ったと記憶しており、「姉が自分と他の従業員を国民年金に加入させ、集金人がお店に集金に来て姉の分を含め全員の保険料を払っていた」と妹が言っている。46年7月から52年4月までの保険料は納めたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和52年5月24日に国民年金任意加入及び付加年金加入したことが市の被保険者名簿と社会保険庁の記録から確認でき、この時点では、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、保険料納付について自分で行ったと主張しているが、保険料の納付方法等についての記憶が不鮮明で、なくしたとする国民年金手帳の色も申立期間当時のものと異なっている。

さらに、申立人が保険料を納付していたとする妹の申立期間における保険料は一部未納期間があり、保険料の納付を示す関連資料（家計簿等）も

無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1280

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から6年3月まで

申立期間当時、主人はA（地名）のB社に勤務していたが、平成元年4月で65歳になり、私の扶養資格が失われることになり、当時のC社会保険事務所の担当官から、私の被保険者期間が短いので国民年金がもらえないかもしれないと言われ、65歳になるまでの保険料を一括納付した方が良いと指導を受けたので、主人がC社会保険事務所で5年間の保険料を一括納付しており、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月から同年8月ごろに申立期間（5年間）の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、5年先までの保険料額は定まっておらず納付することは不可能である上、申立期間は未加入期間であり保険料を納めることができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をC社会保険事務所で納付したと主張しているが、申立人は昭和32年10月に結婚した以降、D市に住んでおり、C社会保険事務所で保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 666

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月から同年 8 月まで
② 昭和 32 年 9 月から 33 年 6 月まで
③ 昭和 33 年 6 月から同年 11 月まで
④ 昭和 34 年 6 月から同年 10 月まで
⑤ 昭和 48 年 9 月から 49 年 1 月まで

私は、申立期間①はA社B工場、申立期間②はA社C工場、申立期間③はD社、申立期間④はA社E作業所、申立期間⑤はF社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社B工場（申立期間①）、A社C工場（申立期間②）、D社（申立期間③）、A社E作業所（申立期間④）及びF社（申立期間⑤）において、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立期間①、②及び③の事業所については、社会保険事務所が保管する当時の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い上に、申立期間①の事業所は昭和 32 年 9 月 1 日に、申立期間②の事業所は 38 年 4 月 16 日に、申立期間③の事業所は 33 年 10 月 20 日にそれぞれ厚生年金保険を全喪しているため、事業主等から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料や証言を得ることができない。

さらに、申立期間④の事業所については、社会保険庁の記録によると昭和35年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所とはなっていない。

加えて、申立期間⑤の事業所については、社会保険事務所の厚生年金保険の適用事業所名簿に記載が無いことから、厚生年金保険の適用事業所となっていない上に、当該期間に係る申立人の雇用保険の記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 667

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 7 月から 43 年 9 月まで

私は、昭和 40 年 9 月から 43 年 9 月までの期間（42 年 4 月から同年 6 月までの期間を除く）については、A 事業所、B 事業所、C 事業所、D 事業所、E 事業所及び F 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所のうち、A 事業所、E 事業所及び F 事業所については、社会保険事務所が保管する申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い上、当該事業所はいずれも既に厚生年金保険を全喪しており、事業主等から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

また、申立てに係る事業所のうち、B 事業所、C 事業所及び D 事業所については、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない上、申立期間における申立人の勤務実態について同僚等の証言も得られない。

さらに、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録も確認することができない。

加えて、厚生年金保険料の控除等に係る申立人の具体的な説明が無く、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 668

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 38 年 5 月まで
② 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 9 月から 38 年 5 月まで A 社に、昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の A 社について、社会保険事務所の記録では、昭和 43 年 1 月 29 日に厚生年金保険を全喪していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主等から聴取することができない上に、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、同僚からも申立内容を確認できるような供述を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間当時の整理番号は一連番号となっており、その中に申立人の氏名の記載が無い。

申立期間②の B 社については、「事業主は申立人の申立どおりの厚生年金保険被保険者資格取得、喪失の届出及び申立期間の保険料の納付を行っていない」としており、申立人の勤務形態についても「外注請負として社内で働いていたため同社と雇用関係が無く、厚生年金保険に加入させていない」と回答している上に、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金被保険者名簿には、申立期間当時の整理番号は一連番号となっており、その中に申立人の氏名の記載が無く、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録も無

い。

また、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 669

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から同年8月1日まで
② 昭和17年10月18日から20年3月13日まで

主人は、昭和20年3月13日の空襲で会社が焼失するまで、A社で働いていて、17年2月生まれの長男と19年1月生まれの長女はA社の社宅で生まれており、17年6月1日から20年3月13日までは厚生年金保険に加入していたはずなので、一部の記録しかないのは納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年2月に生まれた長男と19年1月に生まれた長女は、A社の社宅で生まれたと述べており、戸籍謄本の長男及び長女の出生時の住所と一致していることから、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和17年8月1日資格取得、同年10月18日資格喪失と記録されている上、整理番号は連番で付られ、資格取得順に記載されており、社会保険事務所の記録に特段の不備は見当たらない。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和20年4月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主等から聴取することができない。

さらに、申立人が勤務したと主張する事業所に係る被保険者に聴取を試みたものの、連絡先が判明せず、申立内容を確認できる供述等を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。